



『トーマツ チャイナ ニュース』

投資情報

外貨資本金の自由元転と中国国内再投資が、中国全土で可能に ～進む外商投資に対する規制緩和～

中国室

2015年4月8日付けで、外貨資本金の使用に関して大幅な規制緩和を認めた「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知」（以下“匯発 [2015] 19号”と表記）が公布されました。

これまで外貨資本金は「外商投資企業の外貨資本金支払及び人民元転管理の関連業務操作問題の改善に関する通知」（以下“匯綜発 [2008] 142号”と表記）及び「外商投資企業の外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係るオペレーション問題についての補充通知」（以下“匯綜発 [2011] 88号”と表記）^{*1}等により厳格に管理されていました。この為、外貨資本金は支払いの必要性が生じた際にのみ人民元転が認められる“実需原則”に則り、外貨資本金口座から人民元転されていました。更にこの際、資金使途を証明する書類、直近一期の出資検証（验资）報告書及び前回の対外支払いの真实性を証明する書類など、外貨資本金の人民元転に係る各種関連証憑の提出が要求されており、実務的にも厳格な運用が行われていました。

これに対して2014年に入り、まず上海自由貿易試験区において「上海自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」（上海匯発 [2014] 26号）の施行により、外貨資本金の取扱いを含む、外貨建て取引に関する大幅な規制緩和が進められました。更に、「一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知」（以下“匯発 [2014] 36号”と表記）が施行され、天津濱海新区や蘇州工業園区を含む16開発区等のパイロット区域において、人民元転規制に対する一部緩和及び人民元転資金の再投資資金としての活用が認められました。これにより、外貨資本金のパイロット措置が中国全土で17区域に拡大しています。

今般、匯発 [2015] 19号が2015年6月1日より施行され、17パイロット区域で認められていた外貨資本金の自由元転が中国全土で認められます。これにより、外貨資本金の払込み直後に資本金全額の人民元転が可能になるなど、企業は人民元支払いの実需の有無に拘わらず、企業の判断で人民元転時期を決定できます。

また、従来はパイロット区域を除き、一般の外商投資企業に対して外貨資本金を当該原資とした中国国内企業への再投資が認められていませんでした^{*2}が、匯発 [2015] 19号により一般地域においても当該原資による再投資が認められるなど、大幅な規制緩和が進みます。

匯発 [2015] 19号の詳細は以下の通りです。

1. 匯発 [2015] 19号の概要

匯発 [2015] 19号のポイントは、外貨資本金に対する自由元転制度の導入と外貨資本金の国内再投資に対する規制緩和に大別されます。

(1) 外貨資本金に対する自由元転制度の導入

匯発 [2015] 19号により、中国全土で外貨資本金の自由元転方式が認められました。自由元転方式とは、原則、実需により初めて人民元転が認められる従来方式（支払い元転方式）とは異なり、外貨管理局が定める自由元転比率の範囲内であれば何時でも人民元転が認められる制度です。この為、特に為替レートが人民元高に推移する局面では、人民元取引の実需が発生する前に人民元転することも可能となり、為替リスクの軽減が可能です。

なお、現時点での自由元転比率は100%であり、外貨資本金の全額を人民元転することが認められますが、“外貨管理局は国際収支の情勢により、外貨

*1 参照資料：トーマツ チャイナ ニュースVol.70（2008年9月）号、Vol.105（2011年8月）号。

*2 但し、従来より投資を主要業務とする外商投資性公司等では、外貨資本金を原資とした中国国内企業への再投資が認められている。

資本金の自由元転比率を調整することができる”との定めがある為、将来的に海外からの資金流入や為替レートの変動状況により、当該比率が変更される可能性には留意が必要です。

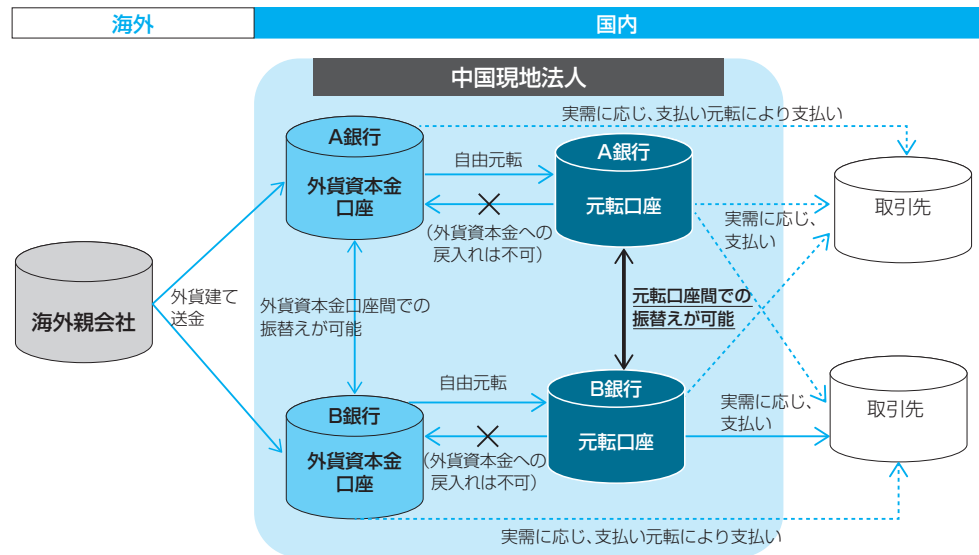
実務的には、外貨資本金に対しては、原則1対1で対応する人民幣転後支払い待ち口座(中国語略称: 結匯待支付帳戶、以下“元転口座”と表記)を開設します。自由元転した資金は一旦、元転口座に入金し、支払いが必要な都度、同口座から払出します。匯発[2014]36号においても外貨資本金口座と元転口座の複数開設及び外貨資本金口座間での資金振替えが可能でしたが、元転口座間での振替えは認められませんでした。しかし、匯発[2015]19号

では当該口座間での振替も認められており、利便性が一段と増えています。

更にこれまでのパイロット措置と同様に、従来方式と自由元転方式を都度選択することが可能です。すなわち、支払い需要が発生した際に、従来方式に則って外貨資本金を人民幣転して支払うことも、自由元転により既に人民幣転された資金を用いることのいずれも、認められています。

但し、これまでと同様に、外貨管理局の認可を経ずに元転口座の人民幣資金を再度外貨転し外貨資本金に戻れることは認められませんが、留意が必要です。

これらを纏めると以下図の通りです。



匯発[2015]19号は匯発[2014]36号を概ね踏襲しているものの、以下の収入範囲と支払範囲に該当する資金が前提となり、可能な支出範囲と

して元転口座間での振替や元転口座からの再投資が認められるなど、規制緩和が一段と進められています。

		匯発[2015]19号 (変更箇所を青字/下線部にて表記)
外貨資本金	収入範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国投資家による海外からの払込み外貨資本金或いは引受け出資金 ● 海外払込み保証金専用口座から振替える外貨資本金或いは引受け出資金 ● 当該口座からの払出し後に戻れる資金 ● 同一名義の資本金口座から振替える資金 ● 取引の取消しにより返還される資金 ● 利息収入及び外貨管理局の登記或いは認可を得たその他収入等
	支出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営範囲内の人民幣転、元転後の支払い待受け口座への振替え ● 国内振替え保証金専用口座、同一名義資本金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、海外貸付専用口座、国内再投資専用口座に原通貨のまま振替える資金 ● 外国投資家の減資・出資の撤回(中国語: 撤資)による払出し ● 経常項目対外支払い及び外貨管理局の登記或いは認可を経たその他の資本項目支出を含む

		匯発 [2015] 19号 (変更箇所を青字/下線部にて表記)
元転口座	収入範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 対応する外貨資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座から人民元転して振替える資金 ● 当該口座から払出し後に戻される資金 ● 取引の取消しにより返還される資金 ● 人民元利息収入及び外貨管理局の登記或いは認可を得たその他収入等
	支出範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営範囲内の支出 ● 国内持分投資資金及び人民元保証金の支払い、資金集中管理専用口座・同名義の元転口座への振替え、使用を完了した人民元貸付の償還、外債償還の外貨購入・支払い或いは直接海外への支払い ● 外国投資家の減資・出資の撤回による外貨購入、支払い ● 経常項目支出及び外貨管理局の登記或いは認可を経たその他の資本項目支出の外貨購入、支払い或いは直接海外への支払いを含む

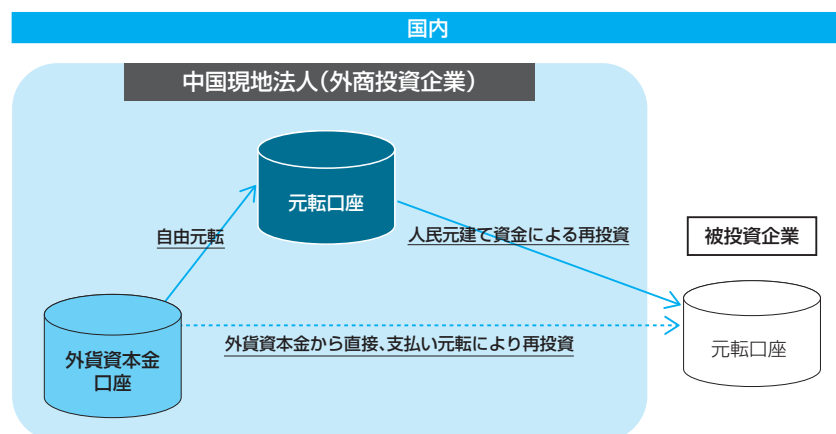
(2) 外貨資本金の国内再投資に対する規制緩和

匯発 [2015] 19号におけるもう一つの重要な規制緩和は、外貨資本金を原資とする国内再投資が中国全土で認められたことにあります。匯綜発 [2008] 142号の施行以前には一般の外商投資企業が外貨資本金を用いて再投資を行い、子会社（日本本社からみれば孫会社）を設立することが可能でしたが、匯綜発 [2008] 142号において「外商投資企業の外貨資本金を元転して得た人民元資金は、審査認可機関の認可した経営範囲内で使用しなければならず、別段の規定がない限り当該人民元資金を国内における持分投資に用いてはならない」と規定されていた為、投資行為を経営範囲に含めることが可能な投資性会社を除き、原則、増資資金等による外貨資本金を用いた現地法人からの再投資が禁

止されました。

しかし、まず匯発 [2014] 36号により、パイロット区域において当該原資による国内再投資が認められました。更に今般、匯発 [2015] 19号により匯綜発 [2008] 142号が廃止され、一般地域においても外貨資本金による再投資については①外貨資本金を直接人民元転して国内持分投資を展開すること、②外貨資本金を自由元転後に人民元元転口座から国内持分投資を展開すること、当該2つの方式が認められました*3。

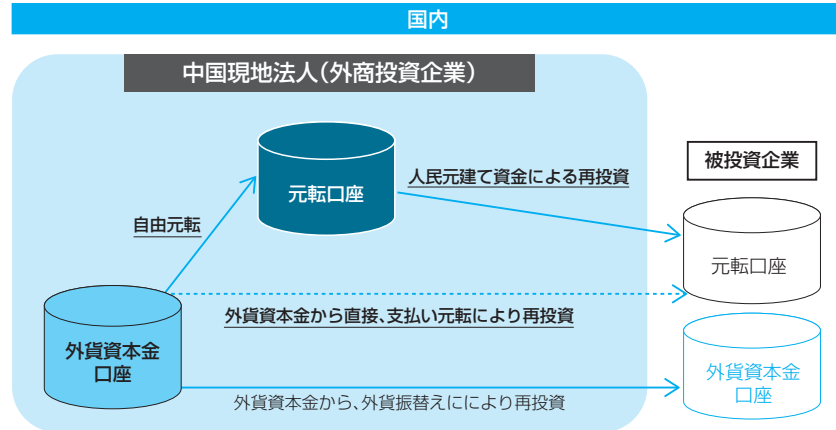
この際、まず被投資企業が同所在地の外貨管理局で国内再投資登記を行い、対応する元転口座を開設した後、再投資を行う企業が出資先の投資規模に基づき人民元転資金を、被投資企業の元転口座に振替える手続きが要求されています。



*3 匯発 [2015] 19号では、依然として外貨資本金の人民元転資金を経営範囲以外で使用することを不可と定めており、再投資の実施に際しては、当局への確認を行なうことが望ましい。

また、外商投資性公司等は、一般の外商投資企業と異なり、これまでも外貨資本金を用いた再投資が外貨振替えの方式で認められていましたが、更に、

匯発〔2015〕19号により、外貨資本金の人民元転資金を原資にした再投資も認められています。



(3) 留意事項

(ア) 資金使途の制限

匯発〔2015〕19号においても、外貨資本金からの人民元転資金は、原則として経営範囲内での使用が前提であり、資金使途は以下の通り、厳格に制限されており注意が必要です。

- 直接的、間接的に企業の経営範囲以外或いは、国家の法律法規が禁止する支出への使用は不可
- 法律法規に別途規定がある場合を除き、直接的、間接的な証券投資への使用は不可
- 直接的、間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）、及び第三者に転貸した銀行の人民元貸付資金の償還への使用は不可
- 外商投資不動産企業を除く、非自社用不動産購入の関連費用への支払いは不可

88号では、商業契約書或いは受取人発行の請求書などの関連証憑の提出なしに人民元転を認める“手元資金（中国語：備用金）”の人民元転は、1回につき5万米ドル相当、1ヶ月の累計金額は10万米ドル相当以下に限定されていました。

匯発〔2015〕19号においても、資金使途を手元資金とする人民元転及び口座からの払出しが認められるものの、従来方式と自由元転方式の合計支払額は毎月10万米ドル相当以下に制限され、その支払い限度額に特段の変更がない旨には、注意が必要です。

(ウ) 人民元転時の要求書類

匯発〔2015〕19号の施行により、匯綜発〔2008〕142号及び匯綜発〔2011〕88号*4は廃止になります。しかし、匯発〔2015〕19号には人民元転時の銀行に対する申請の際に要求される提出書類に関しては定められていません。現時点では実務運用も含め人民元転時の取扱い詳細が不明であり、今後の補充通達の公布が望まれます。

(イ) 手元資金の制限

匯綜発〔2008〕142号及び匯綜発〔2011〕

以上

*4 外貨資本金の自由元転に関するパイロット措置を定めた、匯発〔2014〕36号も同時に廃止される。